

届書コード	処理区分	届書
2 6 4		

常務理事	事務長	課長	係長	係員

正

健康保険育児休業等取得者終了届

◎◎
一記入の方法は記4
※「印欄」は記4
入枚目には書いて
ないでください。
からよく読んで
ください。

①健康保険被保険者証の記号		②健康保険被保険者証の番号		⑦年金手帳の基礎年金番号			①被保険者の氏名			⑧性別		
年金整理記号		(年金整理番号)					(フリガナ)			男 1 ・ 女 2		
(年)	(健)						(氏)					
※		(年)										
③被保険者の生年月日			⑤養育する子の氏名			④養育する子の生年月日			⑥養育する子の区分		⑨育児休業等期間が終了した日	
年 月 日			(フリガナ)			年 月 日			実子 1 ・ その他 2		平成 年 月 日	
昭 5 平 7			(氏)			平成						
④※育児休業等開始年月日			⑤※作成原因		⑥※育児休業等終了年月日		備 考					
年 月 日					年 月 日							
			送 信				送 信					
事業所所在地			平成 年 月 日提出									
事業所名称			受付日付印									
事業主氏名			社会保険労務士の提出代行者印									
電 話			印									

副

健康保険 育児休業等取得者終了確認通知書

①健康保険被保険者証の記号 年金整理記号 (年) (健)		②健康保険被保険者証の番号 (年金整理番号)		⑦年金手帳の基礎年金番号		①被保険者の氏名 (フリガナ) (氏) (名)		⑧性別 男 1 ・ 女 2	
③被保険者の生年月日 昭 5 年 月 日 平 7			⑤ 養育する子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)			④養育する子の生年月日 平成 年 月 日		⑥ 養育する子の区分 実子 1 ・ その他 2	⑨育児休業等期間が終了した日 平成 年 月 日
④※育児休業等開始年月日 年 月 日		⑤※作成原因		⑥※育児休業等終了年月日 年 月 日		備考			
事業所所在地		〒		—		<p>上記のとおり育児休業等取得者終了を確認したので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p>			
事業所名称									
事業主氏名									
電話									

東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合理事長

この通知を受け取ったら、すみやかに確認された事項を被保険者に通知しなければなりません。

届書コード	処理区分	届書
264		

事務センター長 所	副事務センター長 副所長	グループ長 課長	担当者

正

厚生年金保険 育児休業等取得者終了届

◎◎
一記入の方法は記4
※「印欄」は記4
入枚目には書いて
ないでください。
からよく読んで
ください。

①健康保険被保険者証の記号		②健康保険被保険者証の番号		⑦年金手帳の基礎年金番号			①被保険者の氏名			⑧性別		
年金整理記号		(年金整理番号)					(フリガナ)			男 1 ・ 女 2		
(年)	(健)						(氏)					
※		(年)					(名)					
③被保険者の生年月日				⑤ 養育する子の氏名				④養育する子の生年月日			⑥ 養育する子の区分	⑨育児休業等期間が終了した日
年 月 日				(フリガナ)				年 月 日			実子 1 ・ その他 2	平成 年 月 日
昭 5 平 7				(氏)				平成				
④※育児休業等開始年月日			⑤※ 作成原因			⑥※ 育児休業等終了年月日			備 考			
年 月 日			送 信			年 月 日			送 信			
事業所所在地		平成 年 月 日提出										
事業所名称		受付日付印										
事業主氏名		社会保険労務士の提出代行者印										
電 話		印										

【記入方法】

1. ③の年号は、該当する数字を○印で囲むこと。

生年月日は、たとえば昭和47年11月7日の場合は、

	年	月	日
昭 ^⑤ 平 ₇	4 7	1 1	0 7

のように記入すること。

2. ㊦は、該当する数字を○印で囲むこと。

3. ④は、養育する子の生年月日を記入すること。

たとえば平成17年1月1日生まれの場合は、

	年	月	日
平 成 7	1 7	0 1	0 1

のように記入すること。

4. ⑤は、該当する数字を○印で囲むこと。

5. 事業主の押印については、署名(自筆)の場合は要しないものであること。

(参考)

保険料を徴収しない期間は、④育児休業等開始年月日の属する月から⑥育児休業等終了予定年月日の翌日の属する月の前月までとなります。

育児休業等とは、育児休業または育児休業の制度に準ずる措置による休業を指します。